

令和6年2月20日

各位

堺市立美原体育館等指定管理者
特定非営利活動法人美原体育協会
理事長 八田 武士

不正アクセスによる個人情報の流出の可能性がある事案の発生について（お詫び）

平素は、美原体育館等をご利用いただき、誠にありがとうございます。

当体育館において、外部から業務用パソコンへの不正アクセスによる個人情報の流出の可能性があると判明しました。

1 不正アクセスを受けたパソコンの環境

- ・当館の業務用パソコン端末は計5台。被害当時、5台のうち当該パソコンと親機の2台のみ電源が入った状態で、2月12日（月）午後7時～14日（水）午前8時半の間、電源が入った状態で外部と接続され、遠隔操作可能な状態にあった。

※稼働していなかったパソコンへの遠隔操作はないことが確認されている。また、当該パソコンと親機は一時的に遠隔操作が可能な状態であったが、メールの送受信履歴やリモート接続ソフトのログ上ではファイルを外部に送信した記録はなく情報流出の可能性は低い。

2 当該パソコンからアクセスが可能であった個人情報の項目及び件数

- 【項目】美原体育館の利用者、同館のスポーツ教室利用者等の氏名、住所、電話番号、生年月日、保護者名、一部の利用者の口座情報（銀行名、支店名、口座番号）
- 【当該パソコン及び親機に保存されている個人情報の件数】 約14,000件

3 発生の原因

- ・業務中にインターネット検索をしていた際、誤って広告ページにアクセスしてしまったこと。
- ・当該事案が発生した際、ただちに業務責任者へ共有すべきところ、情報インシデントが発生しているという認識がなかったため事業者内部の共有が遅れたこと。

4 再発防止策

- ・指定管理者内でのインシデント発生時の体制及び対応策について再確認し、セキュリティ対策の徹底により再発防止策を講じること。
業務パソコン操作時にインターネット検索時の不審な広告やメール等にアクセスせず、万が一誤って接続し誘導・警告メッセージ等が出た場合には、すぐに当該パソコンの電源を切断し、ネットワークから遮断する。パスワードの変更及び個人情報を含むファイルの管理を徹底する。
- ・事案の発生から発覚まで職員間の共有がなく、市への報告が遅れたことから、今後、組織内の共有及び市への報告を直ちに行うこと。

5 今後の対応

- ・二次被害についても専門業者と継続して対策を講じ、指定管理者職員によるインターネット上のパトロールも実施します。
- ・流出の可能性があった個人情報の対象となる方に対し、周知とお詫び及び被害が発生していないか聞き取りを行ってまいります。

市民の皆様をはじめ利用者や関係の皆様にはご心配とご迷惑をお掛けすることとなり深くお詫び申し上げます。

今後、このような事案を発生させないよう再発防止に努めてまいります。

お問い合わせ：美原体育館等指定管理者 特定非営利活動法人美原体育協会
電話 (072-361-4511)
FAX (072-361-4513)